**住田町社会福祉大会表彰規程**

昭和５５年　４月　１日　制　　定

平成１０年　９月１１日　一部改正

平成２７年１１月１９日　一部改正

平成３０年　８月２７日　一部改正

令和　２年１２月１４日　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 ６年 ８月２２日 一部改正

（目的）

第１条　この規程は、住田町において、多年にわたり社会福祉事業並びに共同募金　　運動に貢献し、その功績が極めて顕著であって、他の模範とするに足ると認められる個人又は団体の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰）

第２条　表彰は次に揚げるものについて行う。

（１）社会福祉事業功労者ならびに団体

　　ア　社会福祉事業に従事している個人で、多年（10年以上）にわたりこの事業に貢献し、功績が著しいと認められたもの。

　　イ　民生委員・児童委員として、通算９年以上在職した者。

　　ウ　社会福祉活動が活発を活発に行い、その実績が顕著な社会福祉団体。

（２）共同募金運動功労者並びに団体

　共同募金運動奉仕者、役職員等で継続して本運動に協力し、その功績が著しいもの。

（３）広く社会に顕彰するもの

　　 ア　各種社会福祉団体等地域福祉活動の育成強化に著しく貢献したもの。

　　 イ　障害者、ひとり親家庭等の自立更正に著しく貢献したもの。

（４）永年勤続功労者

　　　　民間の社会福祉施設、または本会の現職の役職員等で、その在職期間が役員等にあっては10年以上、職員にあっては20年以上のもの。

（５）ボランティア活動功労者並びに団体

　　　　ア　7年以上にわたりボランティア活動に取り組むとともに、地域において指導的役割を担う等の功績のある個人。

　　　　イ　7年以上にわたりボランティア活動に取り組み、社会福祉の増進に貢献（ただし、寄付行為のみは対象としない。）した団体。

　　（６）本表彰より除外するもの

　過去において、各種社会福祉に関する全国大会、県知事、県社会福祉協議会長、住田町長、住田町社会福祉協議会長の表彰をうけた個人、団体

（感謝状）

第３条　次に揚げるものについては感謝状をおくる。

（１）社会福祉事業に対して、経済的援助、労力奉仕等で著しく貢献した個人、団体。

（２）過去５年間に本感謝状および大会表彰を受けたものは除外する。

（褒賞）

第４条　褒賞は、在宅要援護者（寝たきり高齢者、重度障がい者等）を介護し、その介護に６年以上携わった個人に対して行う。

（表彰方法）

第５条　表彰は、それぞれ表彰状及び感謝状または褒賞を授与し、その氏名または団体名及び事績を公表する。

２　前項の場合その功績に応じ、記念品を併せ授与することができる。

（被表彰者の選考）

第６条　被表彰者の選考は、住田町社会福祉大会表彰選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において行う。

２　各団体長は被表彰者を選考委員会に推薦するものとする。

３　主催者は、全町的視野から必要と認める個人、団体を推薦することができる。

　４　前各号に該当するもの以外について、選考委員会が必要と認める個人及び団　　　　　　　体を推薦することができる。

（選考委員会）

第７条　選考委員会は、委員６名とし、その都度社会福祉協議会長が委嘱する。

２　委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によるものとし会議を主宰し会務を統轄する。

（選考委員会の招集）

第８条　委員会は、社会福祉協議会長が招集する。

（表彰の取り消し）

第９条　表彰を受けたものが、受彰者としての体面を損なう失行があったときは、表彰を取り消すことがあるものとする。

　附　則

１　この規程は、昭和５５年４月１日から施行する。

１　この規程は、平成１０年９月１日から施行する。

１　この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

１　この規程は、平成３０年９月１日から施行する。

１　この規程は、令和　３年１月１日から施行する。

１　この規程は、令和　６年9月１日から施行する。